

# 税務・財務情報 第2809号

## 役員の変更登記を忘れていませんか？ ～株式会社のみなさまへ～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、  
より豊かな人生が送れるものと確信しています。  
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、  
何らかのお役に立てればと願っております。  
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！  
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が  
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。  
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、  
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

### 株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン  
行政書士法人トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://topp.co.jp>

e-mail [info@topp.co.jp](mailto:info@topp.co.jp)

# 役員の変更登記を忘れていませんか？

## ～株式会社のみなさまへ～

### 1 はじめに

会社を設立した場合には、会社名や所在地、代表者、事業内容などの会社に関する基本的な情報は、商業登記簿に記録され、法務局（法務省）において公開されています。

登記簿謄本（登記事項証明書）は、誰でも所定の手数料を納付すれば、法務局で取得でき、会社に係る信用の維持を図り、かつ、会社の取引の安全性の確保に役立っています。

そのため、会社の役員に変更があった場合には、その都度法務局に申請し、登記簿の内容を変更することが義務づけられています。

近年、めまぐるしい経済情勢の変化に伴い頻繁に法改正が行われています。

今回は、みなさまにとって影響がある役員の変更登記についてご紹介致します。

### 2 役員の変更登記について

会社の役員等（取締役、会計参与及び監査役）に変更があった場合には、本店所在地の所轄法務局へ2週間以内に変更登記をしなければなりません。（会社法第915条1項）

役員等の変更登記が必要となる主な場合は、次のとおりです。

- ・役員等の就任
- ・役員等の退任（ex）任期の満了、辞任、解任、死亡等
- ・役員等の重任

重任とは、任期満了と同時に就任（再任）することをいいます。

- ・役員等の氏名変更、代表取締役の住所変更

### 3 登記申請を怠っていた場合～登記懈怠～

会社法上、2週間以内に登記をしなければ、行政罰として100万円以下の過料（刑法上の「科料・罰金」とは異なるので、前科にはなりません）が課されます。（会社法第976条第1項等）

過料の金額については、基準が公開されていないため明確には言えませんが、およそ数万円から10万円くらいが多いようです。一般的には登記期限が過ぎれば過ぎた分だけ金額が高額になるようです。

地方裁判所から会社代表個人の住所宛てに下記のような通知書が送付されます。

平成 28 年 (木) 第 号  
会社法違反事件  
過 料 決 定

商号	株式会社
住所	神戸市
被審人	

主 文

被審人を過料金 10万 円に処する。  
本件手続費用は、被審人の負担とする。

理 由

被審人は、上記会社の代表取締役<sup>1</sup>に在任中、遅くとも平成17年4月 日までに取締役が退任し、法定の員数を欠くに至ったのに平成28年1月 日までその選任手続を怠った。

適 条

会社法第976条、非訟事件手続法第120条、第122条

平成28年7月 日

神戸地方裁判所

裁判官

上記は謄本である。

同日同庁 裁判所書記官

なお、過料は個人に対して課されますので、会社の経費(損金)にすることはできません。

## 4 役員等の任期について

### (1) 株式会社の場合

取締役・会計参与の任期は、選任後2年以内(監査役は4年以内)の最終事業年度に関する定時株主総会の終結時までとなります。

平成18年5月1日に施行された会社法により、非公開会社の役員等の任期は、定款で定めることにより、最長で選任後10年以内の最終事業年度に関する定時株主総会の終結時まで伸長できることになりました。

※ 非公開会社とは、すべての株式を会社の許可なしに勝手に他人に譲ってはいけなくと定款で譲渡制限している会社です。株式市場に公開しているかどうかは関係ありません。

## (2) 有限会社の場合

役員等には、任期の規定はありません。

## 5 休眠会社の整理作業について

平成26年度以降、毎年、休眠会社を法務省の判断で解散させる『みなし解散』を行っています。

休眠会社とは、最後の登記から12年を経過している株式会社(有限会社は含まれません。)をいい、登記事項証明書等の交付を受けていたかどうかは、関係ありません。

休眠会社に対して、秋頃に法務大臣による官報公告が行われ、管轄の法務局から法務大臣による公告が行われた旨の通知書が発送されます。公告から2か月以内に「まだ事業を廃止していない」旨の届出又は役員変更等の登記をしない場合には、みなし解散の登記手続が進められますのでご注意ください。

なお、みなし解散の登記後3年以内に限り、株主総会の特別決議によって、株式会社を継続することができます。継続したときは、2週間以内に継続の登記の申請をする必要があります。

## 6 平成28年10月1日より、株主総会決議の登記時に株主リストの添付義務

役員変更の登記など株主総会の決議を要する事項について登記する場合には、平成28年10月1日より、上位10名等の「株主リスト」の添付が義務づけられることとなりました。

「株主リスト」には、株主の①氏名又は名称、②住所、③株式の数及び議決権の数、④議決権割合を証する書面の添付が求められています。

## 7 最後に

平成26年度以降の『みなし解散』に続いて、登記懈怠による過料の制裁を積極的に始めたようです。会社法の施行により12年間も登記していない株式会社は明らかに登記懈怠であることが明らかであることが理由だと思われます。

何かご不明な点がありましたら、弊社までご相談ください。